

## 河合町告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、下記のとおり道路の区域を決定し、その供用を開始する。

その関係図面は、河合町まちづくり推進部まちづくり推進課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年 4月 1日

河合町長 岡井 康徳

1. 道路の種類 町道

2. 道路の区域

路線 番号	路線名	区間	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
02033	池部33号線	池部一丁目244番2先 池部一丁目244番6先	28.01	4.45
02034	池部34号線	池部二丁目266番15先 池部二丁目266番43先	26.87	6.01
02035	池部35号線	池部二丁目266番37先 池部二丁目266番39先	43.90	6.01

3. 供用開始年月日 告示の日